

令和 3 年 9 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和3年9月27日(月) 午後1時30分～午後2時43分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3階 大会議室

3. 議 事

- 日程第1 報告第1号 合意解約通知の報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 非農地証明交付願いについて
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員(13名)

1番 飯塚信子	2番 岩崎十三江	3番 木村輝義
4番 小林利信	5番 櫻井正彦	6番 関口裕
7番 高野光和	8番 長澤修一	9番 深澤良朗
10番 藤生定雄	11番 星野邦夫	12番 前原卓
13番 根岸始		

5. 欠席した農業委員(0名)

6. 出席した事務局職員(4名)

事務局長 荒井英夫	事務局長補佐 森田憲一
主査 下田幸子	主任 古郷真吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和3年9月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者はございません。また、遅れてくる委員はございません。従いまして、在任農業委員13名中、現在の出席委員は13名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。それでは、開会に先立ちまして、根岸会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和3年9月27日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和3年9月27日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「11番：星野 邦夫 委員」と「12番：前原 卓 委員」の両名をお願いいたします。

議事

報告第1号

会 長 日程第1報告第1号「合意解約通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書：借人、貸人、土地の表示、合意解約内容、合意解約日の説明)
以上1件報告いたします。

1番

会 長 番号1番につきましては、報告事項ですので報告のみといたします。

議案第1号

会 長 日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番、番号2番。こちらにつきましては、議案第3号 番号3番との農地法第5条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりお願いいたします。
番号3番、番号4番。こちらにつきましても、議案第3号 番号4番との農地法第5条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりお願いいたします。

議案第2号

会 長 日程第3議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番

(議案書：当初計画者、土地の表示、当初の事業計画、変更後の事業計画の説明)
番号 2 番。こちらにつきましては、議案第 3 号 番号 2 番との農地法第 5 条同時
申請案件でありますので、その時に併せて審議することによってお願いいたし
ます。

以上 1 件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

1 番

会 長

番号 1 番について、笠懸 3 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員

10 番、藤生です。地図の 1 番をご覧ください。申請地は〇〇の南側の〇〇と〇〇の
ちょうど間にあります。周囲には説明済みとすることで何ら問題はないと思います。
ご審議よろしくお願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いし
ます。

事 務 局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が 10 ヘクタール未満
でありますので、農地区分は第 2 種農地と判断します。周辺に申請地の代替とな
る土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確
実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認め
られます。

1 番

会 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番につい
て可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

会 長

日程第 4 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いた
します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

まず最初に 4 ページの番号 1 番から番号 4 番を説明します。

番号 1 番から番号 4 番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号 1 番。申請地を借り受け、一般住宅用地といたく申請するもの。始末書添付。

大間々用水土地改良区第 11 工区。

番号 2 番。こちらにつきましては、議案第 2 号 番号 2 番との農地法第 5 条計画
変更との同時申請案件でありますので、併せて審議することによってお願いい

たします。

お手数ですが、3ページにお戻り下さい。

番号2番

(議案書：当初計画者、承継者、土地の表示、当初の事業計画、変更後の事業計画の説明)

番号2番。平成4年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行できずにいたところ、申請地に住宅を建築したいとの要望が有り計画を変更するもの。平成4年1月18日に5条許可。全部承継。農地法第5条同時申請。大間々用土地改良区第11工区。

4ページをお願いします。

番号2番。結婚を予定しているため、父から申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用土地改良区第11工区。農地法第5条計画変更同時申請。

番号3番。こちらにつきましては、議案第1号 番号1番、番号2番との農地法第3条同時申請案件となっていますので、併せての審議をお願いいたします。

お手数ですが、2ページにお戻り下さい。

番号1番。露地野菜を中心とした農業を営んでいますが、営農型太陽光発電設備の下部農地を借り受け、ブルーベリーを栽培したく申請するもの。申請人は取得後のすべての農地を利用すること、所有している機械の状況、農作業に従事する者の状況、周辺地域との関係を見ても問題はありません。借入地76.77アールということで、農業委員会が定める大間々町の下限面積30アールを超えることから、許可要件を全て満たすと考えます。申請人はこれまでも農業に従事しており問題ないと思います。現在、水稻、露地茄子、施設茄子、ほうれん草、ブルーベリー、梨を栽培しており、申請人が農地取得後も同様に作付けすることになっていますので、周辺農地への影響もないと思います。農地法第5条同時申請。

番号2番。申請地において営農型太陽光発電事業を行うため、区分地上権を設定したく申請するもの。農地法第5条同時申請。

4ページをお願いします。

番号3番。現在、関東近郊を中心にソーラーシェアリングによる発電事業を行っていますが、申請地を借り受け、営農型太陽光発電設備を設置したく申請するもの。一時転用期間は許可日から3年間。農地法第3条同時申請。ここで営農型太陽光発電に係る説明を事務局からいたします。

事務局

机の上に置かせていただいた営農型太陽光発電に係る資料というホチキス止めした資料をご覧くださいませでしょうか。本申請は太陽光業者が太陽光を設置して、下部農地では土地所有者ではなく〇〇さんという方が土地を借りて耕作をするという申請です。この方が営農をきちんと継続出来るか確認するために二回面談しています。経過をご覧ください。今年度の6月に太陽光の業者から申請が提出されました。桐生市の耕作証明が添付されていたため、桐生市に確認したところ不耕作地があるとの回答を受けました。これを受けて、3条の要件を満たさないためこのままだと申請を受けられないと回答し、6月は申請を受けませんでした。その後、代理人から今年の6、7月に前橋市、太田市、安中市で営農型の許可を受けているので、みどり市でも許可を取らせてほしいというお話がありまして、前橋市、太田市、安中市の耕作証明が提出されました。また桐生市の不耕作地についても草刈りを行ったので再度照会して下さいとのことでしたので、各市へ再度照

会しました。9月1日に第1回目の面談を行いました。9月上旬には各市から回答が届きましたのでこの後ご説明します。9月10日に今回の3条と5条の申請を受け付けました。9月13日に太田市から連絡がありました。現地を再度確認したところ〇〇さんが不耕作地の草刈りを行いました。今後の計画について、営農型の許可を取って下部農地での耕作を行っていくので、現在は耕作を行っていないと確認しました。現状だと遊休農地有りて回答しましたが、今後の耕作が見込まれるため、この状態であれば問題ないとのことです。9月15日に第2回の面談を行いました。裏側をご覧ください。表のとおり、〇〇さんは前橋市、太田市、桐生市、安中市で耕作しています。桐生市の農地は1,623㎡(水稻)、3,239㎡(ナス)は耕作していますが、その他の18,645㎡は耕作しておりません。2,714㎡は営農型(ブルーベリー)で許可済みです。太田市の農地は現在耕作しているところがございません。昨年取得した7,690㎡と今年6、7月に借り入れた3,083㎡の全てで今後営農型の下部農地でブルーベリーを作る予定とのことです。前橋市、安中市につきましても、今年度の6、7月に借り入れたので、現在は耕作しておりませんが、植える時期が到来していないということで、問題ないという回答を受けています。〇〇さんに確認したところ、ブルーベリーは令和4年2月に全て植える予定とのことです。表の②はみどり市の9月の申請で借り入れる農地面積の合計です。二カ所の合計が3,622㎡です。

次に二回の面談で聞き取りした情報をご紹介します。まず労働力についてです。〇〇さんは現在79歳で農業経験は60年です。後継者を確認したところ、息子さんがやりたいと言っているので息子さんへ引き継ぐとのことです。息子さんは今年度高校を卒業したばかりで就農していません。雇用している方は8名います。手が足りなければアルバイトを雇う予定とのことです。次にブルーベリーの出荷計画について、1回目の面談時のお話です。ブルーベリーの栽培は未経験ですが、知り合いの苗木屋に育て方を指導してもらう予定です。粒の大きなものを作りたいと考えています。保育園や幼稚園の子供達に摘み取らせてあげたいと考えています。売る気はありません。収量さえ計れば良いと他の農業委員会に確認したというお話でした。ただ2回目の面談時には、きちんと収穫できるようになったら売る予定とのことで、出荷計画書が代理人から提出されました。最後に遊休農地についてです。連作による病気を避けるため、耕作地の一部を休耕地にしています。営農型で許可を取った農地は、令和4年2月にブルーベリーの苗木を植える予定とのことです。次に、横長のカラーの用紙下半分の営農型太陽光発電設備の取扱いの主な内容の②をご覧ください。4点のうち一番上を除いた3点については提出いただいた資料から確認できます。問題は一番上の営農の適切な継続(収量や品質の確保等)が確実かという点です。用紙の裏面をご覧ください。問27に下部の農地で栽培する農作物の制限はあるのかという点について記載されています。まず農作物の制限はございませんと記載されています。耕作者がこれまで1度も栽培したことがない農作物の栽培を計画している場合は、営農指導を受ける態勢が整っているかを確認する等により、営農が適切に継続できるかどうかを慎重に判断していくことが望ましいとされています。問28の回答をご覧ください。営農の適切な継続が確保されることについて、当該設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収するおそれがないと認められること等を確認した上で許可の可否が判断されますと記載されています。以上、経緯等をご説明しました。宜しくお願いたします。

番号4番。こちらにつきましては、議案第1号 番号3番、番号4番との農地法

第3条同時申請案件となっておりますので、併せての審議をお願いいたします。
お手数ですが、2ページにお戻り下さい。

番号3番。露地野菜を中心とした農業を営んでいますが、営農型太陽光発電設備の下部農地を借り受け、ブルーベリーを栽培したく申請するもの。申請人は取得後のすべての農地を利用すること、所有している機械の状況、農作業に従事する者の状況、周辺地域との関係を見ても問題はありません。借入地76.77アールということで、農業委員会が定める大間々町の下限面積30アールを超えることから、許可要件を全て満たすと考えます。申請人はこれまでも農業に従事しており問題ないと思います。現在、水稻、露地茄子、施設茄子、ほうれん草、ブルーベリー、梨を栽培しており、申請人が農地取得後も同様に作付けすることになっていきますので、周辺農地への影響もないと思います。農地法第5条同時申請。

番号4番。申請地において営農型太陽光発電事業を行うため、区分地上権を設定したく申請するもの。農地法第5条同時申請。

4ページをお願いします。

番号4番。三重県に本社を置き、太陽光発電事業を行っていますが、日照条件の良い申請地を借り受け、営農型太陽光発電設備を設置したく申請するもの。一時転用期間は許可日から3年間。農地法第3条同時申請。

以上4件の審議につきまして、よろしくをお願いいたします。

1番

会 長

番号1番については、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局

(始末書の朗読)

会 長

番号1番について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員

7番、高野です。地図の2番をご覧下さい。〇〇を〇〇へ南下しまして、〇〇の信号を右折します。1キロメートルほど向かいますと〇〇の信号に当たります。信号を超えてすぐ左側が申請地です。始末書のとおり住宅が建っております。慎重審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。追認案件であり、資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

1番

会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

10番委員

ここは先月申請あったところでしょうか。

会 長 先月申請あったところの隣地です。先月の申請が提出された時に今回の申請地である隣地も農地のままであるということが判明しました。速やかに是正申請して下さいとのことで今回の申請に至りました。

会 長 その他に意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号 番号 2 番、2 番

会 長 番号 2 番については、議案第 2 号 番号 2 番の農地法第 5 条計画変更との同時申請案件でありますので、併せての審議をお願いします。笠懸 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、高野です。地図の 3 番をご覧ください。地図の 2 番と同様の〇〇の信号を右折しまして、100 メートルほど進んだ右手側が申請地です。現地は草が生えていましたが問題ないと思います。慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が 10 ヘクタール未満でありますので、農地区分は第 2 種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

議案第 2 号 番号 2 番

会 長 説明が終わりました。議案第 2 号 番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第 2 号 番号 2 番について採決をいたします。議案第 2 号 番号 2 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第 2 号 番号 2 番の申請は可決いたします。

2 番

会 長 次に番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

議案第1号 番号1番・番号2番、3番

会 長 番号3番については、議案第1号 番号1番と番号2番の農地法第3条との同時申請案件でありますので、併せての審議をお願いします。

議案第1号 番号1番

会 長 議案第1号 番号1番について、大間々11区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員 9番、深澤です。地図の4番をご覧ください。申請地は〇〇にあります。〇〇から西に2キロメートルほどの場所に位置しています。申請においては特段問題ないかと思いますが、営農型太陽光発電ということで、継続して注視していく必要があると思います。審議のほどお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、農用地区域内にある農地です。

議案第1号 番号1番

会 長 説明が終わりました。議案第1号 番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

会 長 同申請人が提出した〇〇の太陽光発電設備を確認しました。かなり高さで隙間があって、これであれば何でも栽培できそうだなという印象でした。議案第1号 番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

12番委員 営農型の太陽光については年毎に収穫量を報告することになっています。ところが資料を確認したところ、苗が小さすぎて2、3年目でも収穫できない事が予想されます。その場合は3年後の許可の継続はどのように判断するのでしょうか。あるいは2、3年後に収穫できる様な苗を植えなさいと指導できるのでしょうか。

事務局 国の基準を確認すると3年後に収穫がゼロだからといって許可の継続ができないとは記載されておりません。苗が成長していることを確認できれば許可は継続できるとのことです。

12番委員 どれだけ小さな苗であっても許可せざるを得ないということでしょうか。初め

から3年後の収穫を期待できる大きさの苗を植えれば問題ないと思うのですが。

事務局 おっしゃるとおりです。計画書によると苗は3年後から収穫する予定です。ただし、パネルを設置する工事が令和3年11月から3~4ヶ月程度かかります。工事が終わった令和4年2月頃から苗を植え始めますが、2月中に全ての苗を植え終わることはできません。令和5年2月には苗を植え終わる予定です。そこから3年後には収穫ができるという計画が提出されています。最初の一時転用期間終了時には収穫はできないと思いますが、苗を植え終わった後から3年後には収穫はできるという計画です。

会長 群馬県より作物によって面積毎に標準収量が定められております。それを基準に2割を欠くくらいの収量であれば営農が適切に継続していると認められるとのことです。

事務局 提出された営農計画書を確認したところ、地域の平均的な収量データが示されており、10アール当たり328キログラムと記載されています。目標は267キログラムです。水はけの良い酸性土壌を好み、遮光率も47.9%で問題はないと記載されており、計画はきちんとしたものが提出されています。

10番委員 もし許可を出して崖崩れが発生した場合、許可を出したみどり市の責任は問われないのでしょうか。

事務局 結論から申しますと、今回の申請は条例の対象外ですので責任は問われないものと思われま。地図の4番の公図の下のパネルの配置図面をご覧ください。太陽光のパネルが設置してある長方形の639.62㎡のみが事業用地となりますので、建築指導課に確認したところ、事業用地が1,000㎡未満なので条例の対象ではないとのこと。東側は法面になっておりまして、ほぼ見えにくい崖地です。条例の対象でないとする許可を出したのは農業委員会のみとなりますが、農業委員会は農地法を基に許可判断をしております。そのため農業委員会としては安全面から危険性があるので不許可という判断はできないものと考えられます。

会長 農業委員会はあくまで農地法に基づいて許可を出します。安全面については施工業者さんに十分注意して施工していただくということで良いのではないのでしょうか。

1番委員 営農型ということで収入を考えなければならないと思いました。ブルーベリーの栽培はそれほど簡単なものではないというお話もしましたが、書類上はきちんと整っているようですので、許可せざるを得ないのかなと思います。

2番委員 収入を得ようとしたが結果的に収入が得られなかったというのは仕方ないと思いますが、最初から収入を得ることが目的ではないとする、営農型とは言えないのではないのでしょうか。

4番委員 2,211㎡の内、5.1㎡というのは何の面積でしょうか。

事務局 柱の部分の合計面積です。柱の部分だけ一時転用すれば良いということです。

議案第1号 番号1番

会 長 説明が終わりました。議案第1号 番号1番につきまして、他にご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第1号 番号1番について採決をいたします。議案第1号 番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第1号 番号1番の申請は可決いたします。

議案第1号 番号2番

会 長 次に、議案第1号 番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第1号 番号2番について採決をいたします。議案第1号 番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第1号 番号2番の申請は可決いたします。

番号3番

会 長 次に、番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

議案第1号 番号3番・番号4番、4番

会 長 番号4番については、議案第1号 番号3番と番号4番の農地法第3条との同時申請案件でありますので、併せての審議をお願いします。

議案第1号 番号3番

会 長 議案第1号 番号3番について、大間々11区の担当委員より説明をお願いします。

9 番委員 9 番、深澤です。地図の 5 番をご覧ください。地図 4 番から 500 メートルくらい南の場所です。現地のすぐ南側には〇〇という介護施設がございます。パネルと道路との傾斜もなだらかでフェンス等の防除があれば大丈夫かなと思いました。書類上は整っているということで致し方ないかなと思います。ご意見お願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、農用地区域内にある農地です。

議案第 1 号 番号 3 番

会 長 説明が終わりました。議案第 1 号 番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第 1 号 番号 3 番について採決をいたします。議案第 1 号 番号 3 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第 1 号 番号 3 番の申請は可決いたします。

議案第 1 号 番号 4 番

会 長 次に、議案第 1 号 番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第 1 号 番号 4 番について採決をいたします。議案第 1 号 番号 4 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第 1 号 番号 4 番の申請は可決いたします。

番号 4 番

会 長 次に、番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

事務局 5ページをお願いします。

番号5番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号5番。申請地を譲り受け、通路及び一般住宅敷地拡張用地といたく申請するもの。始末書添付。浅原の宅地と一体利用。

以上、1件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

5番

会 長 番号5番については、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

会 長 番号5番について、大間々15区の担当委員より説明をお願いします。

11番委員 11番、星野です。地図の6番をご覧ください。〇〇を渡って〇〇へ約2キロメートル進むと左側に〇〇がございます。さらに〇〇から150メートル〇〇へ向かうと自動販売機がありますので、そこを左折します。さらに150メートルほど進んだ左手側が申請地となります。宅地と一体利用ということで致し方ないのかなと思います。審議のほどお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。追認案件であり、資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

5番

会 長 説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号5番の申請は可決いたします。

事務局 6ページをお願いします。番号6番、番号7番について説明します。

番号6番、番号7番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号6番。申請地近くで建材業を営んでいますが、砂利採取に伴い表土及び掘削残土等の置場が必要なため、申請地を借り受け、資材置場として利用したく申請するもの。一時転用期間は許可日から3年間。

番号7番。申請地は表土に小石等の混入があるが、地下には良好な砂利層があるため、申請地を借り受け、土地を掘削して砂利を採取したく申請するもの。一時転用期間は令和3年10月26日から令和4年10月25日。砂利採取法該当。

以上2件の審議について、よろしく願いいたします。

6番

会 長

番号6番について、笠懸8区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員

2番、岩崎です。地図の7番をご覧ください。〇〇を南下します。〇〇ができた〇〇の信号を左折します。しばらく進むとY字路に当たりますので、そこを右折します。しばらく進んだ右手側が申請地です。〇〇のすぐ北側が申請地です。ご審議のほどお願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

6番

会 長

説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号6番の申請は可決いたします。

7番

会 長

番号7番について、笠懸8区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員

2番、岩崎です。地図の8番をご覧ください。地図の7番の隣り合わせの西側の土地が申請地です。雑草で覆われていました。ご審議お願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

7番

会 長 説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号7番について採決をいたします。番号7番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号7番の申請は可決いたします。

議案第4号

会 長 日程第5議案第4号「非農地証明交付願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 7ページをおねがいします。番号1番について説明します。

番号1番

(議案書：願出人(土地所有者)、土地の表示等の説明)

番号1番。申請地は貴船橋の端にあり、昭和42年の橋付替工事に伴い、道路との高低差ができ耕作が困難な状態になりました。南側から竹が侵入し、平成22年頃から全面が山林状態となり農地に復元することが困難であるため、非農地証明の交付を願出するもの。

以上1件の審議、よろしく願ひいたします。

1番

会 長 番号1番について、大間々17区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員 9番、深澤です。地図の9番をご覧ください。〇〇の信号を左折し約3キロメートル〇〇へ向かいます。〇〇の信号を右折します。踏切を渡って約150メートル進んだ橋の手前が申請地です。願出理由のとおり、橋ができたことで道路との高低差ができ耕作が難しいことを確認できました。ご意見願ひいたします。

1番

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第5号

会 長 日程第6 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 今回は再設定が2件ございます。
(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権の説明)
以上、再設定が2件、地積合計は5,609㎡となります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番、番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番、番号2番について採決をいたします。番号1番、番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番は可決いたします。

会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和3年9月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和3年9月27日 午後2時43分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名捺印する。

議事録署名人

会 長 印

11 番委員 印

12 番委員 印